

官
禁
號
外

昭和十五年三月二十一日

提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

○第七十五回 帝國議會貴族院議事速記錄第一二三號

昭和十五年三月二十日(水曜日)午前十時十三分開議

第九 昭和十三年度第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)

督算外國局人貢據十六九、正月契約三爲
ヲ要スル件(追第二號)

豫備費支出人件
昭和十四年度第二豫備

武書ノ文ムレ牛

議事日程 第二十三號

昭和十五年三月二十日

第一 市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第一 現役小學科委員會編費國庫貢捐
法中改正法律案（政府提出、衆議院
送付）

采
（政府

提出、衆議院送付) 第一讀會

五
政所

提出衆議院送付) 第一讀會

第一讀會

第六 臨時資金調整法中改正法律案

第一讀會

第七 陸軍作業會計法、陸軍航空工廠

卷之三

提出、衆議院送付)
第一讀會

(政府提)

(衆議院送付) 第一讀會

官報號外
昭和十五年三月一十一日

貴族院議事速記錄第二十二號 議長ノ報告

會議

永年在職議員表彰人傑

テ既ニ在職三十年以上ニ達セラレ、常ニ精

勵恪勤、克ク議員タルノ職責ヲ盡サレマシ
タ、就キマシテハ、先例ニ依リマシテ、此

ノ際院議ヲ以テ同君多年ノ功勞ヲ表彰致シ

タイト存ジマス、尙其ノ表彰文ノ起草ハ、
之ヲ議長ニ御委セラ願ヒタイノデアリマス、

以上議長ノ發議ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ願
ヒマス

〔起立者多數〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 梅小路子爵

ヲ除キマシテ、全會一致ト認メマス、就キ
マシテハ、議長ノ手許ニ於テ起草致シマシ
タ表彰文案ヲ、是ヨリ朗讀ヲ致シマシテ御
詰ヲ致シマス

從二位勳三等子爵梅小路定行君貴族院議
員ノ任ニ在ルコト三十年精勤恪勤力ヲ憲
政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ君ガ積年ノ功
只今朗讀ヲ致シマシタ表彰文案ニ御異議ゴ
ザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス、尙表彰文ノ贈呈方ハ議長ニ於

キマシテ之ヲ取計ラヒマス、此ノ際梅小路
子爵ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマスルカラ
之ヲ許シマス、梅小路子爵

〔子爵梅小路定行君演壇ニ登ル〕

○子爵梅小路定行君 チョット御挨拶ヲ申
上ゲマス、不肖私、貴族院議員ト致シマシ
テ三十年間在職致シテ居リマシタ廉ヲ以テ、
特ニ只今院議ヲ以テ表彰ヲ戴キマシタコト
ハ、誠ニ身ニ餘ル光榮デゴザイマシテ感激

ノ至リニ堪ヘマセヌ、此ノ長キ三十年ノ間、
聊カ微力ヲ捧ゲテ參リマシタノデアリマス、
ガ、其ノ間幸ニ大過ナク無事ニ今日ヲ迎ヘ、

又今日ノ光榮ニ浴スルコトヲ得マシタコト

ハ、偏ニ歷代ノ議長、副議長兩閣下、同僚

各位ノ御懇篤ナル御指導ト御援助ノ賜ニ外
ナラヌコト存ジマス、此ノ際此ノ場合ニ

於キマシテ、先ヅ以テ此ノ點ニ付テ深ク感
謝ノ意ヲ表スル次第ゴザイマス、私モ淺

學菲才ノ上ニ、最早本年七十六歳ト云フ老
齡ニ達シマシテ、段々總テノ力ガ衰ヘテ參

リマスルシ、今後定ヌテ御役ニ立タナコト
トト懸念致シテ居リマスルガ、此ノ上ナガ

ラ皆様方ノ倍舊ノ御指導ト御援助トヲ冀ヒ
マシテ、健康ノ許シマスル限リ職務ニ盡シ
タイト考ヘテ居ル次第ゴザイマス、何卒

宜シク御願ヲ申上ゲマス、茲ニ謹ンデ本日
ノ御決議ニ對シテ深甚ノ敬意ヲ表シ、厚ク

御禮ヲ申上ゲテ御挨拶ヲ終ラウト存ジマス

〔拍手起ル〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程ニ移リ

マス、日程第一、市町村義務教育費國庫負
擔法改正法律案、日程第二、現役小學校教
員俸給費國庫負擔法中改正法律案、政府提

出、衆議院送付、第一讀會、是等ノ兩案ハ
ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 第一條ノ代用教員ノ範圍ハ勅令

第三條 第一條ノ規定ニ適用ニ付テハ市
町村立尋常高等小學校ニ於テ尋常小學
校ノ教科ヲ授クベキ部分ハ之ヲ市町村
立尋常小學校ト看做ス

縣ニ交付ス

第一條 市町村立尋常小學校ノ教員(代
用教員ヲ含ム)ノ俸給ノ爲北海道地方
費及府縣ニ於テ要スル經費ノ半額ハ國
庫之ヲ負擔ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔ス
ル金額ハ毎年度之ヲ北海道地方費及府
縣ニ改ム

第三條 第一條ノ規定ニ依リ國庫ニ於テ
負擔スル市町村立小學校正教員ノ俸給
費ハ義務教育費國庫負擔法ノ適用ニ付
テハ同法第一條ノ俸給ノ爲北海道地方
費及府縣ニ於テ要スル經費ニ之ヲ算入
セズ

第四條 フ削除

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

ス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス、松浦文部大臣

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

ス

昭和七年法律第二號ハ之ヲ廢止ス

〔左ノ送付文及法律案ハ朗讀ヲ經
サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス以下
之ニ倣フ〕

市町村義務教育費國庫負擔法改正法律
案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

貴族院議長 小山 松壽

衆議院議長 小山 松壽

正法律案

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改
正法律案

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

現役小學校教員俸給費國庫負擔法中左ノ
通改正ス

第一條中「市町村ニ於テ」ヲ「北海道地方
費及府縣ニ於テ」ニ改ム

第二條中「市町村」ヲ「北海道地方費及府
縣」ニ改ム

第三條 第一條ノ規定ニ依リ國庫ニ於テ
負擔スル市町村立小學校正教員ノ俸給
費ハ義務教育費國庫負擔法ノ適用ニ付
テハ同法第一條ノ俸給ノ爲北海道地方
費及府縣ニ於テ要スル經費ニ之ヲ算入
セズ

〔國務大臣松浦鎮次郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(松浦鎮次郎君) 只今上程致サ
レマシタ市町村義務教育費國庫負擔法
改正法律案ノ二件ニ付キマシテ、其

ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、今回申

現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改
正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

貴族院議長 小山 松壽

衆議院議長 小山 松壽

正法律案

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改
正法律案

央地方ヲ通ズル稅制ノ改正ニ當リマシテ、

財政上竝ニ教育上ノ必要ヨリ、市町村立小

學校教員ノ俸給ヲ、市町村ノ負擔カラ北海

道及府縣ノ負擔ニ移スコト致シマスノデ、

從來市町村ニ交付致シテ居リマシタ市町村

立尋常小學校教員俸給ニ對スル國庫負擔金

ヲ、北海道及府縣ニ交付スルノ必要ヲ生ジ

マスルシ、且又此ノ國庫負擔金ニ付キマシ

テモ、八千五百萬圓ヲ下ラナイ一定額ヲ負

擔スルノ現制ヲ改メマシテ、市町村立尋常

小學校教員俸給ニ要シマスル經費ノ一分ノ

一ノ定率ヲ以テ負擔スルコトト致シマシタ

ノデ、此ノ趣旨ニ從ヒマシテ、市町村義務教

育費國庫負擔法竝ニ現役小學校教員俸給費

國庫負擔法ヲ改正致サムトスルモノニアリ

マス、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ

希望致シマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ

市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案外

一件ハ、重要ナル法律案デアリマスルガ爲ニ、

此ノ特別委員ノ數ヲ十八名トシ、其ノ委員

ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シ

マス

○子爵秋田重季君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 戸澤子爵ノ

動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ

マス

(白木書記官朗讀)

市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案

外一件特別委員

公爵山縣 有道君侯爵大炊御門經輝君

伯爵柳原 義光君 關屋貞三郎君

子爵松平 保男君 子爵織田 信恒君

建部 遷吾君 男爵中川 良長君

男爵大森 佳一君 男爵關 義壽君

田所 美治君 澤田 牛麿君

松本 學君 竹下 豊次君

山隈 康君 松井貞太郎君

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第三、

職業紹介法中改正法律案 政府提出、衆議

院送付、第一讀會 吉田厚生大臣

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

衆議院議長 小山 松壽

(白木書記官朗讀)

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 御質疑ガナ

ケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サ

セマス

第七條 削除 第十四條中「町村ニ關スル規定ハ町村ニ

準ズベキモノニ、」ヲ削ル

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 日程第四、

商業組合法中改正法律案 日程第五、損害

ス

○國務大臣吉田茂君 演壇ニ登ル

提案ノ理由ヲ御説明申上ダマス、現行ノ職

業紹介法ヘ、施行以來一年有半ヲ經過致シタ

ノデアリマスガ、其ノ間支那事變ノ進展ニ

伴ヒマシテ、職業紹介事業ハ専ラ軍需勞務、

生産力擴充計畫、產業勞務等、刻下最モ緊急

ナル勞務ノ需要ヲ充シマスル爲ノ勞務者幹

旋ニ銳意努力シナケレバナラヌヤウニ相成

リマシタノミナラズ、職業紹介所ニ於キマ

シテハ、國家總動員法ニ基ク各種ノ勞務規

制ニ關スル事務ヲモ管掌スルコト相成リ

マシタノデ、地方財政ノ實情ヲモ併セ考慮

致シマシテ、職業紹介所及聯絡委員ニ關ス

ル費用ノ地方負擔ヲ廢止致シマスル爲ニ、

此ノ改正法律案ヲ提出スルニ至リマシタ次

第デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アラ

ムコトヲ希望致シマス

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 御質疑ガナ

ケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サ

セマス

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 御質疑ガナ

ケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サ

セマス

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 日程第五、損害

力

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 御異議ナイ

ト認メマス、加藤商工政務次官

昭和十五年三月十九日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

○副議長(侯爵佐佐木忠行君) 職業紹介法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

圓以下ノ過料ニ處ス

第四十條 削除

第五十四條ノ二 商業組合中央會其ノ所

及財產ノ狀況ニ付監査ノ事業ヲ行フ場

合ニ於テハ商業組合監査員ヲ置クベシ

商業組合監査員ノ選任及解任ハ行政官

廳ノ認可ヲ受クベシ

商業組合監査員ハ商業組合聯合會ノ事務

ノ商業組合及商業組合聯合會ノ事務

所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨ミ、金錢、

物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ調査シ當該

商業組合及商業組合聯合會ノ事業及財

産ノ狀況ヲ監査スルコトヲ得

第一條 損害保険國營再保險特別會計法案
損害保険國營再保險特別會計法
損害保険國營再保險特別會計法

第一條 損害保険國營再保險特別會計法
損害保険國營再保險事業ヲ經營スル爲特
別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲
出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ再保險料、積立
金ヨリ生ズル收入、借入金及附屬雜收
入ヲ以テ其ノ歲入トシ再保險金、再保
險料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、
一時借入金ノ利子、事業取扱費、保險會
社ヘノ交付金其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ
歲出トス

第三條 本會計ニ於テ決算上剩餘ヲ生ズ
ルトキハ之ヲ積立ツベシ

本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立金
ヨリ之ヲ補足スペシ

第四條 本會計ニ於テ再保險金及再保險
料ノ還付金ヲ支辨スル爲必要アルトキ
ハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲
スコトヲ得

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕
アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ル
ベシ

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足

損害保険國營再保險特別會計法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長小山松壽

アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借

入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年

度内ニ之ヲ返還スペシ

有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運

用スルコトヲ得

第七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保

害保險國營再保險事業ヲ經營スル爲特

別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲

出ニ充ツ

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫

算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之

ヲ帝國議會ニ提出スペシ

第九條 本會計ノ毎年度歲出豫算ニ於ケ
ル事業費ノ支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰

越シ使用スルコトヲ得

第十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ昭和十五年慶ヨリ之ヲ施行ス

本會計ハ當分ノ内特ニ必要アル場合ニ限

リ第四條ノ規定ニ依ル借入金ニ代ヘ一般

會計ヨリ受入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ受入レタル金額ニ付テ

ハ後日本會計ヨリ同額ヲ一般會計ニ繰入

ルベシ

〔政府委員加藤鑑五郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(加藤鑑五郎君) 商業組合法中

改正法律案提案ノ理由ヲ簡單ニ御説明致シ

マス、商業組合ノ制度ハ、昭和七年創設以

來、極メテ順調ナル發達ヲ遂ゲテ參ッタノデ

アリマスルガ、支那事變勃發以來、物資ノ

配給機關並ニ物價ノ統制機關トシテ、統制

經濟上重要ナル地位ヲ占ムルニ至リマシタ

ノデ、一昨年ノ本議會ニ於キマシテ、組合
事業ノ擴充ノ外、統制商業組合制度ヲ樹立
致シマシテ、以テ右ノ事情ニ即應セシメタ
ノデアリマスルガ、最近ノ中小商業ノ實情
達シマセヌ多數ノ弱小商業者ノアリマスル
コト、茲ニ商業組合ノ物資統制上占ムル重
要性ニ照應致シマシテ、其ノ監督取締ヲ更
強化スルノ要アリマスルコト等ニ鑑ミマ
シテ、今回本法ノ一部ヲ改正致シタイト考
ヘルノデアリマス、今其ノ改正ノ主ナル點
ヲ擧ガマスレバ、第一ニ、從來弱小商業者ニ
取リマシテハ、商業組合制度ノ利用ハ兎角
不便デアリマシタノデ、是等ノ弱小商業者
ノ爲ニ、別ニ一個ノ共同經營的ナル小組合
制度ヲ創設致シマシタコトデアリマス、第二ニ
ハ、最近物資配給統制並ニ物價統制ノ進展
ニ伴ヒマシテ、商業組合制度ノ公共的使命
ガ極メテ増大シテ參ッタノデ、之ガ監督ノ強
化ヲ圖リマス爲ニ、監督取締ニ關スル規定
ヲ整備致シマシタルコトデアリマス、次ニ
商業組合中央會ニ商業組合監査員ヲ設置致
シマシテ、自治監査制度ヲ創設致シマシタ
ノデアリマス、尙詳細ハ委員會等ニ於テ申
上ゲルコトニ致シクイト存ジマス、何卒御
審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望致シマス
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 木村大藏政
務次官

〔政府委員木村正義君演壇ニ登ル〕

○政府委員(木村正義君) 只今議題トナリ
案議長ノ上御協賛アラムコトヲ希望致シマス
提出ノ理由ヲ説明致シマス、損害保険國營

引上グルコトヲ得ルコト致シタイト存ジマシテ、茲ニ臨時資金調整法中改正法律案ヲ提案致シタ次第アリマス、尙其ノ詳細ニ付キマシテハ、他ノ機會ニ十分御説明申上ゲタイト存ジマス、次ニ陸軍作業會計法陸軍航空工廠資金特別會計法又海軍工廠資金會計法ノ臨時特例ニ關スル法律案ニ付テ説明致シマス、今次ノ事變ニ際シマシテ陸海軍用兵器等ノ調達竝ニ修理ノ圓滑ヲ期スルコト緊要デアリマスル關係上、軍需品工場、事業場ノ事業主ニ對シマシテ、陸海軍用ノ兵器等ノ製造又ハ修理ノ爲ニ、特ニ必要アル場合ニ於キマシテハ、陸軍造兵廠、千佳製絨所、陸軍航空工廠資金又ハ海軍工廠資金ノ各特別會計ニ屬スル材料物品ヲ賣拂フノ途ヲ拓ク必要ガアリマスルノデ、陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時特例タル本法律案ヲ提出致シマシタ次第アリマス、何卒御審議ノ上速カニ協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス

日兩大臣ヨリ御答辯ヲ得マスレバ幸デゴザ
イマス、私ノ御尋スル第一點ハ、此ノ臨時
資金調整法中改正法律案ハ、國民貯蓄ヲ増
進セシムルノデアルト云フ只今ノ御説明デ
アリマスルケレドモ是ハ却テ反対ノ效果ヲ生ズ
ルノデハナカウカ、善良ナル風俗ヲ害スル虞アル
報國債券ヲ發行スルト云フノデアリマスル
カラ、此ノ點ニ付テ御質疑ヲスル譯デアリ
マス、本法案ハ、只今御説明ノアリマシタ
通リ第十四條ニ於テハ從來ノ貯蓄債券ノ割
金百五十倍ヲ三百倍ニ致シマシテ、第十四
條ノニ於テ報國債券ナルモノヲ日本勸業
銀行ヲシテ發行セシムルト云フノデアリ
増金百五十倍ヲ三百倍ニ致シマシテ、第
マス、臨時資金調整法中ニ明文ハアリマセ
ヌガ、其ノ方法ト金額ハ主務大臣之ヲ定ム
トアリマシテ、政府委員ノ衆議院ニ於テノ
御説明ニ依レバ、十圓債券ヲ買受ケタ者ハ
割増金一萬圓ノ金ヲ得ルコトガ出來ルト云
フノデアリマシテ、是ハ刑法ノ理論カラ申
シマト、從來ハ富籤ト我々モ認メテ居ツタノ
デアリマス、併シ今日テハ富籤デハナク、
富籤類似ノモノト解釋シテ居ルノデアリマ
スガ、是ハ後ニ申シマスガ、大審院ガサウ
云フ判決ヲシタ爲ニ富籤類似ノモノト看做
スベキモノトナシタノデアリマス、併シ報國
債券ニ付テハ、世上ノ論者ハ富籤ナリト言
テ居リマス、又富籤ノ本質及ビ各國ガ富籤
ノデアリマスガ、大正三年ニナッテ、貯蓄債
券ト同様ナモノヲ、民間デ富籤ヲ發行シタ

モノデナイカラシテ是ハ富籤デナツタノデアリ
判例ガアリマシテ、其ノ民間ノ發行シタ富籤
ニ、富籤ノ札ニ對スル金額ガ全部喪失スル
法ハ、大正三年以來ハ、大審院ノ判決デ
先ヅ適法ト認メテレルコトニナツタノデアリ
マス、併シ只今申シマシタ通り、沿革ヲ考
ヘテ見マスルト何處ノ立法例デモ、富籤ヘ
射倖のモノデアルカラシテ國民ノ心ヲ腐
敗セシメテ、善良ナル風俗ニ反スルカラト
云フノデ、刑法其ノ他ノ規定デ取締ヲシテ
居ルノデアリマシテ、釀出シタ金ガ自分ノ
損失ニナラナイカドウカト云フコトハ、
富籤ノ性質カラ言ヘバ餘り重キヲ置ケキ
モノデハナイノデアリマス、僅カノ金ヲ出
シテ多額ノ金額ガ、當籤ノ結果、籤ヲ引イ
タ結果得ラレルト云フコトガ、國民ノ射倖
心ヲ煽ルカラ宜シクナイト云フコトデアリ
マスカラ、詰リ富籤ナリヤ否ヤト云フコト
ハ、出シタ金ト貰フ金ノ間ノ差額ノ如何ニ
依シテ決ルト云フコトガ、是ガ世論デアリマ
ス、現ニ德川時代ノ富籤ノ取締モ、色々ア
リマスガ神社佛閣ノ修理ノ名義ニ於テ富籤
ヲ許シタ時代ガアリマス、其ノ許シタ時代
ニ於テモ、札錢全部ノ支拂ヒ、札錢ノ幾分
ヲ本人ニ返ス場合ガアリ、又當リ札ノ次ノ
札カラ第何番目迄、千番迄ト云フ札錢ヲ返
スト云フ方法ガアツタノデアリマス、併シ德
川ノ政治家ハ、爲政者ハ、富籤ノ弊害ノア
リマス、デ此ノ割増金附ノ債券ノ發行セラ

レテ居ル場合ニ於テ、マア刑法ニ觸レナイ、
只今申シマシタ大審院ノ判例ニ依クテモ刑
法ニ觸レナイト云フコトハ分ッタノデアリマ
スガ、此ノ割増金ノ附イテ居ル債券ガ、ド
ウ云フ工合ニ日本デハ是迄行ハレタカト申
シマスト、煩雜ヲ避ケマシテ貯蓄債券ダケ
ノコトヲ申上ゲテ見ルノデアリマスガ、貯
蓄債券ハ元明治三十七年ニ發行セラレタノ
デアリマシテ、此ノ時ニハ五圓券利札附、
割増金ハ百倍デアリマス、其ノ後又大正十
三年ニ復興貯蓄債券ガ發行セラレテ、同様
ナ問題ニナシテ居リマス、同様ナル割増金、
是ハ利子ガ据置デアリマス、貯蓄債券ハ、
只今申シマシタ通り初メニ發行セラレタ際
ハ大分刑法ニ抵觸スルモノデハナイカト云
フ議論ガアリマシタケレドモ、其ノ當時ノ
社會情勢ヲ考ヘテ、マア弊害ハナカラウト
云フノデ是ハ行ハレテ居タモノト、議會モ
サウ云フ御議論デアツタ考ヘテ居リマス、
然ルニ昭和十二年ニ臨時資金調整法ヲ、今
度改正シヨウト云フ臨時資金調整法デアリ
マスガ、調整法ガ行ハレルコトニナリマシテ
カラ、其ノ割増金ハ百五十倍トナッタノデアリ
マス、券面ガ二十圓トナリマシタ、此ノ時モ
マア多少ノ議論ハアツタヤウデアリマスガ、表
面ニ現レテ居ナカッタノデアリマス、然ルニ
倍ニスルト云フコトニシタノデアリマス
カラ、此ノ點ニ於テモ幾分國民ノ射倖心ヲ
煽ルト云フコトハ言ヘルノデアリマス、殊
ニ今度新タニ發行シヨウト云フ報國債券ハ、

ラ、是ハ非常ナ利益ガアルノデアリマス、世間ノ嘆デハ、マア新聞紙上デモ色々議論ト云フコトヲ言ツテ居ルガ、是ハ蝦ニ鯨ガ捕レルノダト云フヤウナコトヲ言ツテ、頻リニ噂ラシテ居ルサウデアリマス、マア今日カラ待構ヘテ居ル者ガアルノデアリマスカラ、「ブローカー」ノ活躍、其ノ他「プレミアム」付デ賣ルト云フヤウナ、色々ナ弊害ガ生ズルト云フコトハ疑ナイノデアリマス、是モ社會情勢ガ健全ナル國民思想ノ狀態デアルト云フ場合ナラバ、我慢ヲシテモ宜シイノデアリマスケレドモ、今ヤ國民ノ一部及ビ労働者又ハ青年ノ一部ニハ、質實剛健ノ氣風ガナクナツテ居ルノデハナイカト思ハレルノデアリマス、花柳界、觀覽場、演劇其ノ他ノ映畫場モ非常ナ盛況デ、兎ニ角入場券ヲ買フノニ何時間モ表ニ立ツテ待ツテ居ルト云フ有様デアリマズガ、斯ウ云フ狀態デアリマスノミナラズ、毎月一日ノ興亞記念日ナドデモ、東京ハ靜カデアリマスガ、地方へ出掛けテ行ツテ盛ニ遊興シテ居ル者モアルト云フコドデアリマス、非常時ニ於テハ國民ハ勤儉力行、堅忍持久、銃後ノ護ヲ完ウシシケレバナラヌコトハ申ス迄モナインデアリマスガ、國民ノ一部ニ右ノヤウナ狀況ガ見エマスル以上ハ、餘程考ヘナケレバナラヌユトデアラウト思フ、戰地ノ第一線ヨリ歸リマシタ者ナドニ、東京、大阪等ノ浮華輕佻ノ風ヲ見マシテ、非常ニ憤慨シテ居ル者モアルト聞イテ居リマス、此ノ時此

ルト云フコトニナリマシテ、射撃心ヲ煽
アルト云フコトデアリマスレバ、只今申シマ
シタヤウナ國民ハ、喜ンデ之ニ飛ビ付クデ
アラウト恩フノデアリマス、加之、モウ少
シ申上ゲマスト、現今競馬ニ於テモ弊が大
部現レテ參リマシタ、是ハ豫算委員會デ某
子爵ガ其ノ事ハ御尋ネニナッテ居ルヤウデ
アリマスガ、私ハママア餘リ競馬場ヲ視キマ
セヌカラ場内ノコトハ能ク知リマセヌガ、
旅行ナドヲシタ時ニ競馬場ノ附近ヲ汽車デ
通リマスト、競馬ノ濟ンダ時ニ乘ヅテ來ル乗
客、競馬ニ勝ツタト云フト酒ヲ呷ツテ居ルヤ
ウデアリマス、負ケダ者モ酒ヲ呷ツテ、汽車
内ニ於テ醜態ヲ演ジテ居ル者ガアルヤウデ
アリマス、一方ニ於テハ、青年其ノ他ハ麻
雀ニ耽ツテ居ル、警察官憲ハ麻雀ノ取締ヲ餘
程嚴重ニシテ居リマスガ、矢張リ蔭ノ方デ
ハヤツテ居ルノデアリマス、此ノ法案ハ、サ
ウ云フ一部ノ浮華輕佻ノ風ノアル國民ニ油
ヲ掛けルヤウナモノデアル、寧ロ射撃心ヲ
獎勵スルト云フ結果ニナリハシナイカト思
フノデアリマス、即チ善良ノ風俗ニ反スル
コト甚ダシイモノデアルト考ヘルノデアリ
マス、少シ餘談ノヤウデアリマスガ、嘗テ
明治三十九年カラ四十年頃ノ間ニ、日本内
地デ臺灣ノ彩票ガ大部賣レタコトガアルノ
デアリマス、其ノ時ナドモ、事件ニ關係シ
ト云フ、神様ニ行ツテ參詣ヲスル、佛様ニ
タ私ハ色々取調べテ見マシタガ、彩票ヲ買
得アリマス、モウ其ノ當リ籤ノ當籤ノ日デアル
ト云フ、神様ニ行ツテ參詣ヲスル、佛様ニ

ノ富籤デ神戸ノ人ガ一萬圓當ッテ居ル、一萬圓當ツテ非常ニ豪奢ナ生活ヲシテ居ツタノデアリマス、ソレハ私ガ神戸ニ在勤當時ノコトデアリマシテ、色々ノコトヲ聞イテ居ル、其ノ結果一萬圓ノ「ミニラ」ノ富籤ガアツタノデタト云フコトヲ聞イテ、大阪、神戸デヘ頻リニ此ノ「ミニラ」ノ富籤ヲ或方法ヲ以テ買フコトガ流行ツタノデアリマス、國民ヲシテ射倅心ヲ增長セシムルコトハ、其ノ生業ヲ怠リ、一攫千金、寧ロ今度ハ一攫万金デアリマスガ、一攫萬金ヲ期待スル結果トシテハ、國民ノ勤勉心ヲ失ハシメルコトハ、是ハモウ疑ヒハナイノデアリマス、從來ノ歴史ハ明カリ之ヲ物語ツテ居リマス、知ラズ識ラズ奢侈ニ流レマシテ、債券ヲ買フノニ無理ヲシテデモ買フ、五枚デモ三枚デモ、當ルト云フコトニナリマスト、借金ヲシテデモ買フ者方アリマスカラ、ソレガウマク行カナケレバ自暴自棄ニ陥ルト云フコトモアルコトデアリマス、結局勤儉ノ美風ハ地ヲ掃ツテ、無クナルヤウニナリハシナイカト云フコトヲ憂フルノデアリマス、デ私ハ財界ノコトハ能ク分リマセヌガ、從來ノ貯蓄債券ヲ増割金三百倍ニシタノデアリマスカラ、ソレデ何トカ方法ガ付クノデハナイカト思フノデアリマス、然ルニ尙一萬圓、所謂一千倍ニナリマスガ、一千倍ノ弊害多キ富籤類似ノ報國債券ヲ、種々ナ弊害ノアルコトヲ御承知ニナリナガラ、國民ノ今日ノ情勢ハ、既ニ政府モ御承知デアラウト思ヒマスガ、御承知デアリナガラ、之ヲ是非發行シ

アリマス、只今政務次官ノ御説明デハ、私
ノ疑ハ氷解スルニ至ラナイノデアリマス、
第一點ハ、從來ノ内閣ガ執ツテ居マシタ國
民ヲシテ質實剛健ノ氣風ヲ養成セシメルト
云フ、國民精神作興ノ御詔書等ニ依ル方針
ト達フコトガアリハシナイカ、報國債券ヲ
許スト云フコトハ、サウ云フ點ニ於テモ考
ヘナケレバナラヌノデヤナイカト云フコト
ヲ御尋ネスルノデアリマス、今更申ス迄モ
ナイコトデアリマスガ、一國ノ政ヲ爲スモ
ノハ、常ニ國民思想ノ動向ニ注意スベキコ
トハ言フヲ待タナインデアリマス、我ガ國
民ハ、東洋ニ在ツテハ、古來賭博又ハ富籤ノ
如キ射倅的行爲ニ耽ルコトハナカッタノデ
アル、是ハ我ガ國民ノ誇リデアリマス、支
那ニ行ツテ御覽ナサイ、支那ニオイデニナリ
マスレバ分リマスガ、モウ賭博、何デモ富
籤ノヤウナコトヲヤツテ、小サイチヨットシ
タ事ヲヤルニモヤツテ居ル、最モ射倅心ノ旺
盛ナ國民デアリマス、我が國デハ國民ノ大
部分ガ質實剛健ノ氣風、精神ト云フモノヲ
保持シテ居リマシタガ爲ニコソ、時ニ國民
思想ニ付テハ盛衰ガアリマシタケレドモ、
一旦緩急アレバ何時デモ起ツテ義勇奉公ノ
心ヲ振ヒ起スコトガ出來ルノデアリマス、
詰リ斯クノ如キヲ得マシタノハ、徳川時代
ニ於ケル政治家、幾多ノ名老中ガ、國民ノ
射倅心ヲ戒メテ賭博ヲ禁ジ、富籤ニ對シテ
モ元祿以來屢々法令ヲ出シテ居リマス、徳
川時代ノ財政ハ窮乏ノ時モアリマシタ、財
政窮乏ノ際ニモ成ルベク富籤ノ發行ハシナ

カツタノデアリマス、神社、寺等ノ修理ニ付
テ幕府ガ出スコトガ出来ナイヤウナ金ハ、
或場所ヲ限シテ富籤ヲ、嚴重ニ取締テサシタ
ヤウナ譯デアリマシテ、是モ種々ノ弊害ニ
堪ヘナイカラ、富籤ト云フモノガ財政上有
利ナコトハ知シテ居リマシタガ、幕府ハ遂ニ
禁止シテシマヒマシタ、天保以後ハモウ全
ク嚴禁デアリマス、徳川幕府ノ方針ノミナ
ラズ、各大名諸侯方ノ領分内ノ政治ヲ見マ
シテモ、矢張リ幕府ノ方針ト同ジヤウニ、
射侍心ヲ煽ルヤウナコトハ絶對ニ禁止
シテ居タノデアリマス、右ノヤウナ有
爲ノ政治家或ハ諸大名ノ御努力ニ依シテ、
日本ハ賭博國デナク、富籤國デナイコ
トニ今日迄ナシテ來タ、明治迄ナシテ來タノ
デアリマス、然ルニ明治時代ニナリマシテ
カラ、新律綱領、改定律例ノ時ニ、賭博ノ規
定ハアリマシタケレドモ富籤ハナカッタ、デ
富籤ガ矢張リ流行リ出シマシタノデ、舊刑
法ノ條文デハソレガ不十分デアリマスノデ、
明治十五年ニ太政官布告ノ第二十五號ニ
依シテ富籤ノ取締フシタノデアリマス、サウ
云フ風デ、日本デハ從來富籤ハ嚴禁ト云フ
コトニナシテ居リマスガ、交通ガ開ケマスト、
先刻申上ダマシタヤウニ「マニラ」ノ富籤ガ
大分大阪、神戸ヘ、東京ヘモ少し來タヤウ
デアリマス、ソレデ色々苦心ヲシマシテ遂
ニ「マニラ」ノ富籤モ先ヅ之ヲ禁止スルコト
ヲ發行スルコトニナシタノデアリマス、臺灣
ヲ富籤ハ内地ニ決シテ賣ラナイト云フ條件
ガ出來タ、明治三十九年ノ律令ニ依リマシ

ノ下ニ發行シタノデアリマスガ、是ハ容易ニ行ハレルモノデナイノデアリマスカラ、内地ヘドン／＼富籤、彩票ガ入ッテ參リマシタ、而モ其ノ入ッテ來タノガ餘リニ不思議ニアリマスカラ、非常ニ多ク入ッテ參リマシタカラ、取調ヲシテ見タノデアリマス、審ニ驚イタコトガアリマシタ、日本ノ有力ナカル財閥ノ人々、實業家ガ數名デ、此ノ富籤ノ内地密賣ノ計畫ヲシマシテ、ソレヲ實行シテ居ツタノデアリマス、サウ云フコトガ分リマシタカラ、遂ニ檢驗ニ著手シマシテ豫審ヲ求メタノデアリマスガ、サウスルト臺灣總督ハ、臺灣ノ彩票ハ止ヌル、止メテシマフカラ、處分ヲ緩和シテ吳レト云フヤウナ、マア要求ガアリマシテ、其ノ他色々事情ガアツテ此ノ事件ハ無事ニ済ングダノデアリマス、臺灣ノ彩票ト云フモノガ、一旦彩票局迄出來テ、彩票ガ今日アリマセヌノハ、此ノ時ニ禁止シタ結果デアリマス、民間ニ富籤類似ノ行爲ガ隨分アルノデアリマス、各警察、裁判所デ處分ニナル者ガ往々アリマス、現ニ年末ノ福引、或ハ賣出等ニ付テ富籤類似ノ方法ヲ用ヒマスト、警察ガ非常ニヤカマシイ、是ハ明治三十三年以來内務省命令……一度改正シテ居リマスガ、内務省会ニ依ツテ取締ツテ居ルノデアル、僅カ五十錢ノ物ヲ買ツテ、二圓トカ五圓ト云フモノヲ出シテモ、ソレハ警察デヤカマシク言ハレルノデアリマス、處方政府ガ之ヲヤルトナレバ、十圓ノ債券ニ對シテ一萬圓金ヲ渡シテモ宜イト云フコトニナリマスト、近頃流行シマス官僚獨善ト云フコトノ最モ甚ダシイモ

ノダト云フヤウニ、評スル者モアラウト田
フノデアリマス、元來政府ハ何時デモ勤倫
力行ヲ唱ヘテ居ラナケレバナラヌノデアリ
ガ不良ノ方ニ向クト云フコトハ、是ハ懲り
ナイノデアリマスガ、現ニ此ノ政府モ勤倫
力行ハ唱ヘテ居リマス、國民精神總動員ニ
依シテ、又其ノ他色々ナ方法デ貯蓄ヲ勵將
勵ニナツテ居リマスガ、報國債券ヲ發行シ
テ、十圓デ一萬圓ノ割増金ヲ取レルト云フ
コトニシマスノハ、是ハ貯蓄ヲ獎勵シ、勤
儉力行ヲ御獎勵ニナル方針ト矛盾シ居ル
斯ウ云フコトデアリマスト、各種ノ教化團
體ガ日夜苦心シテ國民精神作興ニ努メテ居
リマシテモ、ソレハ脇ノ方カラ崩レテ行ク
結果ニナルグラウト思フノデアリマス、國
民精神作興ノ趣旨ハ、報國債券ノ發行ニ依
テ其ノ效力ヲ薄クスル虞ガアルト思フノデ
アリマス、モウ一ツ私ガ申上ゲタイノハ、本
年ハ時モ時、紀元二千六百年ヲ奉祝致シマ
シテ、國民精神ヲ眞ニ作興シ、質實團
健ノ氣風ヲ養成スベキ秋デアリマス、又
此ノ紀元二千六百年ニ當シテ、報國債券、十
圓金ヲ出セバ一萬圓取レルト云フヤウナ、
非常ナ巨額ナ利益ヲ獲得スルヤウナコトヲ
御計畫ニナルノハ、是ハドウデアラウカト
云フコトヲ窃カニ憂ヘルノデアリマス、又
ア色々トハ申シマセヌガ、從來政府ノ外部
ニ伺ヅテ頻リニ御話ニナツテ居ル言葉、各大臣
ナドノ御話ニナツテ居ル言葉ニ依シテモ、壯
ノ際戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉ジテ政治ヲヤル
ト言ツテ居ルノデアリマスガ、明治四十一年

國務大臣豐國幸雄君演壇三登ル

渙發ノ戊申詔書ハ、臺灣ノ富籤、競馬ノ馬券、アア云フコトニ依シテ國民思想ガ浮華輕佻ニ流レタノヲ御戒メニナル爲ノ御詔書デアルト拜察シテ居ルノデアリマス、此ノ御詔書ノ御趣旨ナリ、昨年五月、青少年學徒ニ賜リタル御詔書ノ御趣旨ヲ克ク體シテ見マスルト、ドウモ富籤類似ノ詰リ報國債券ト云フモノハ、發行スルコトニ躊躇シナケレバナラナイノデハナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、此ノ二點ヲ御質問致シタ譯デアリマス、只今御答辯ハ、先刻申シマシタ通リ求ヌマセヌカラ、他日内閣總理大臣及大藏大臣ノ御答辯ガアレバ幸デゴザイマス

〔議長伯爵松平賴壽君議長席ニ著ク〕

富鐵ハ御承知ノ通り、簡單ニ申シマスルト
云フト、總テ賭ケタ金ガ大部分ハ政府ノ所
有ニナルカ、若シクハ富鐵ノ發行者ノ所有
ニナリマシテ、他ノ部分ヲ全部之ヲ買ツタ人
ニ割當テルト云フヤウニナツテル居ノデア
リマス、而シテ巨額ノ富鐵ガ出來ル結果ト
致シマシテ、其ノ大部分ノ者ハ元金ヲ無ク
シテシマフノデアリマス、報國債券ハ成ル
程利息ガ付イテ居リマセヌ、併シナガラ元
金ハ確カニ殘ルノデアリマシテ、其ノ點ニ
於テ少シク富鐵ト違フト云フコトノ性質ノ
アルコトハ、明カニ御會得下サルコトト存
ズルノデアリマス、唯要點ハ、割増金ト云
フモノヲ以テ國民ノ興味心ヲ唆ル、今小山
サンノ御言葉ヲ藉リテ申スナラバ射侍心ト
斯ウ云フコトデアリマス、是ハ平生ノ時代
ニ於テハ、斯様ナル國民ノ興味ヲ唆シテ、其
ノ興味ニ依ツテ貯蓄ヲサセルト云フ事柄ハ
慎ム方ガ宜イト思ヒマス、申ス迄モナイ日
本ノ國民性カラ申シマシテモ、ドノ方面方
ラ考ヘテ見マシテモ、勤儉力行、勤儉貯蓄、
是ガ一番宜シイノデアリマス、今日國民精
神總動員ノ運動ニ依ツテ貯蓄獎勵ヲ鼓吹シテ
戴イテ居リマス、又全國的ニ貯蓄獎勵運動
ヲ大規模ニ行ヒマシテ、サウシテ少シデモ
ス、若シ是ダケノ運動デ十分ナル效果ヲ學
ゲ得ルト致シマシタナラバ、是ハ私斯様ナ
リ債券ハ出サヌノガ宜イト思ヒマス、併シ

民族院議事速記録第二十三號 臨時資金調整法

中改正法律案外一件 第一讀會
資金ヲ吸收スルト云フ事柄モ、亦考へナケレバナラヌ點デアリマス、富籤デゴザイマスト云フト、一萬圓當リタイ、此ノ一萬圓ノ金ヲ僕伴スルガ爲ニ、其ノ債券ヲ一枚買ヒ二枚買ヒ、借金ヲシテモドンヽ買ヒ出スト夢中ニナツテソレヲ買フ、買フコトハ宜シイガ遂ニ其ノ爲ニ借金ヲシテ身動キガ出來ナクナツテ、自暴自棄ニ陥ル虞ガアリマス、併シナガラ此ノ債券ハ、債券ヲ買ッテサウシテ持ツテ居リマスルナラバ、是ハ少シモ資產ハ減ラナイノデアル、唯其ノ利息ダケヲ國ノ爲ニ、報國觀念ノ下ニ於テ、利息タケヲ寄附スルト云フ結果ニナルニ過ギナイノデアリマス、殊ニ今回ノ方法ニ於キマシテ、之ヲ郵便局ナリ其ノ他ニ預ケマシテ、レニ對シテ約五「パーセント」内外ノ割増金ヲ付ケテ獎勵致スノデアリマスガ故ニ、之ニ對シテ利子ガ付クト同ジ結果ニナルノデアリマス、此ノ報國債券ガ善良ナル風俗ヲ害シハシナイカト云フコトニ付キマシテハ、私ハ深ク考慮致シタノデアリマス、今日ハ、小山サンノ意見トハ反對ニ寧ロ富籤デモ發行シテ、サウシテ殷賑產業其ノ他ニ依ヅテ撒布セラレタ資金ヲ吸收スペシト云フ議論モアリマスケレドモ、私ハ此ノ點ニ付テハ、ドウシテモ小山サント同ジ意見ニ於テ同意シ兼ネルノデアリマシテ、之ヲ採用致サナカツタノデアリマス、此ノ債券ガ發行サレテ、サウシテ次第々々ニ之ヲ買集メテ纏メマス結果ト致シマシテ、適當ナル時

機ニ是ガ相當ノ金額ニナリマスナラバ、ソレ等ノ人々ガ之ヲ自分ノ資金化スル、極ク昔ノ俗ナ言葉デ申シマスト、牛ニ牽カレテ善光寺詣リト云フ言葉ガアリマスガ、左様ナル結果ヲ私ハ招來スルト思ヒマス、殊ニ斯様ナル債券ハ、從來ニ於テ御承知ノ通り勸業債券、貯蓄債券等が發行サレマシテ、稍、似寄テル居ノデアリマス、勸業債券ニ於キマシテハ嘗テハ五千圓ト云フ割増金ヲ附ケタコトガアリマス、三千圓ト云フ割増金ヲ附ケタコトモアリマス、貯蓄債券ニ於テモ千五百圓、斯ウ云フ風ナ獎勵金ヲ附ケタコトガアリマス、幾分カハ此ノ興味心ト云フモノヲ唆ル感ハアルカモ知レマセヌケレドモ、今日貯蓄債券、勸業債券等ガ、大ナル國民ノ頭ニ非常ナ惡影響ヲ及シテ居ルト云フ風ニハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、私ハ今日ノ際ニ於テ何トカシテ、此ノ殷賑産業ニ依シテ懷中ニ金ヲ儲ケタ人ガ、無駄ニ使ハズシテ、サウシテ是ガ國家ノ用ヲ爲スヤウナ風ニ持ツテ行クノニハ、多少ハ斯様ナル方法ニ依ルコトモ亦已ムヲ得ナイノデハナカラウカト斯様ニ考ヘタノデアリマス、若シ今日ノ如キ情勢デ參リマシテ、サウシテ所謂金方浪費サレル、斯ウ云フコトニ相成リマシタナラバ、ソレハ私ハ寧ロ國家等ノ遊興場裡ニオイデニナッタ時ニドウ云フ感ジヲ持タレルカ、私ハソレハ一種ノ凱旋サレタル軍隊ノ諸君其ノ他ガ、所謂是言フベカラザル感慨ニ打タレラレルト思フ

ノデアリマス、是等ノ人々ノ斯様ナル方面ニ浪費セラレル所ノ資金ヲ、何等カノ方法ニ依ッテ吸收スルト云フ事柄ハ、私ハ決シテ

是ガ惡イコトトハ考ヘテ居リマセヌ、即チ茲ニ是等ノ方法ニ依ッテ貯蓄スルト云フコトノ觀念ガ出來マスレバ、其ノ觀念ガ、最初ハ或ハ此ノ割増金ト云フコトヲ目安ニシテ之ヲ買フ人ガアルカモ知レマセヌケレドモ、次第々々ニ是ガ貯蓄ト云フ觀念ニ移ッテ來ルノデアリマス、斯様ナル方法ヲ致ストモ、私ハ決シテ御話ノヤウナ風ナ結果ニハナラスト思フノデアリマス、臺灣ノ彩票或ハ徳川時代ノ御話モ承リマシタガ、是ハ純然タル富籤デアリマシテ、報國債券トハ自ラ性質ヲ異ニ致シテ居ルノデアリマス、報國債券ニ對シマシテ議論ノアリマスコトハ、割増金ガ非常ニ多イト云フコトデアリマスケレドモ、是モ私ハ今日ト致シマシテハーツノ所謂方便トシテ致スコトガ適當デアル、斯様ニ考ヘタヤウナ譯デアリマシテ、此ノ問題ニ依リマシテ、非常ニ勤儉力行ニ對シテ、非常ナ逆作用ヲ起ス、ソコ迄ハ此ノ債券ガ惡結果ヲ及スヤウナ風ニハ、私ハ考ヘテ居ナイノデアリマス、即チ貯蓄債券、トヲ特ニ御考慮下サイマシテ、此ノ問題ニ付キマシテハ富籤ノ如キ惡作用ヲ起サナイ、斯ウ云フ風ニドウカ御諒解ヲ願ヒタイ、斯ウ思フノデアリマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 小山君ニチヨント同ヒマスガ、總理大臣ニ對シテモ御答ヲ

御求メニナリマスノデゴザイマスカ

○小山松吉君 總理大臣ニ對シテモ御答辯ヲ求メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) モウ少シ大キナ御聲デ……

○小山松吉君 總理大臣ノ御答辯モ御願ヒ致シタインデアリマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 總理大臣ハ只今御出席ガゴザイマセヌデ居リマスカラ、後日ノ機會ニ願ヒタイト存ジマス

○小山松吉君 ソレデ宜シウゴザイマス

○子爵戸澤正己君 只今日程ニ上リマシタ臨時資金調整法中改正法律案外一件ハ、關聯致シマス所ガアリマスルガ故ニ、昭和十五年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外十五件ノ特別委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第八、日本肥料株式會社法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、島田農林大臣

日本肥料株式會社法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十五年三月十九日
衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

(小字ハ衆議院ノ修正)

日本肥料株式會社法案

日本肥料株式會社法

第六條 日本肥料株式會社ニ役員トシテ理事長副理事長各一人、理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

理事長ハ日本肥料株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員フトキハ其ノ職務ヲ行フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ日本肥料株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ日本肥料株式會社ノ業務ヲ監査ス

ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル

事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

第一條 日本肥料株式會社ハ肥料ノ需給

萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテラ增加スルコトヲ得

第三條 日本肥料株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

勅令ノ定ムル法人ニシテ特ニ政府ノ許可ヲ受ケタルモノハ前項ノ規定ニ拘ラズ日本肥料株式會社ノ株主ト爲ルコトヲ得

第七條 理事長及副理事長ハ政府之ヲ任期ヲ五年トス

理由ハ株主總會ニ於テ選舉シタル候補者中ヨリ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

肥料業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本肥料株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 理事長、副理事長及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 日本肥料株式會社ハ左ノ事業ヲ

第五條 日本肥料株式會社ニ非ザルモノハ日本肥料株式會社又ハ之ニ類似ノ名

第四條 政府ハ二千五百萬圓ヲ限リ日本肥料株式會社ニ出資スベシ

政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ

株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ

テ今日ノ時局、又現在ノ實情、斯ウ云フ

トヲ特ニ御考慮下サイマシテ、此ノ問題ニ付

キマシテハ富籤ノ如キ惡作用ヲ起サナイ、

斯ウ云フ風ニドウカ御諒解ヲ願ヒタイ、斯

得

第五條 日本肥料株式會社ニ非ザルモノハ日本肥料株式會社又ハ之ニ類似ノ名

又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第三十一条 第二十五条第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ第二十四条若ハ前條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二条 第三十條第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三条 第三十條第三項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避シタル者亦前項ニ同ジ

第三十四条 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十一条又前條第一項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第三十五条 日本肥料株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ理事長又ハ理事長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副理事長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副理事長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副理事長

又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其

二 第九條第一項ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ

三 第十二條第一項ノ規定ニ違反シ肥料債券ヲ發行シタルトキ

四 第二十五條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

日本肥料株式會社ノ理事長、副理事長又ハ理事第八條ノ規定ニ違反シタルトキハ過料ニ處ス

第三十六条 第五條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第三十七条 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八条 日本硫安株式會社及臨時肥料配給統制法第一條第一項ノ規定ニ依リ過磷酸石灰ノ配給統制上必要ナル事業ヲ行フベキコトヲ命ゼラレタル株式會社(磷酸肥料配給株式會社)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ商法第三百四十三條ニ定ムル株主總會ノ決議ヲ以テ日本肥料株式會社ト爲ルコトヲ得

第三十九條 前條ノ認可ヲ爲シタルトキハ日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社前項ノ決議ヲ爲シタルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第四十条 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ

第四十一条 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式ヨリ日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社ノ株式ニ引當テラルベキ株式茲ニ政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第四十二条 株式申込證ニハ商法第百七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事項ノ外定款認可ノ年月日ヲ記載ズベシ

第四十三条 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終了シタル後遲滞ナク各新株ニ付第一回ノシ其ノ検査ヲ受クベシ

第四十四条 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各新株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第四十五条 前條ノ拂込アリタルトキハ日本政府ハ設立委員ヲ命シ日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社ヲ日本肥料株式會社設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集ス

料株式會社ト爲ス爲ニ必要ナル事務ヲ處理セシム

前項ノ設立委員ノ中少クトモ二人ハ日本硫安株式會社ノ取締役中ヨリ、少クトモ二人ハ磷酸肥料配給株式會社ノ取締役中ヨリ之ヲ命ズルコトヲ要ス

第四十七条 創立總會終結シタルトキハ日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社設立委員ハ其ノ事務ヲ日本肥料株式會社に引渡スベシ

第四十八条 日本肥料株式會社ノ成立ニ因リ日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社ハ之ニ吸收セラルモノトシ日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社ノ權利義務ハ日本肥料株式會社ニ於テ之ヲ承繼ス

第四十九條 前條ノ規定ニ依リ日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社が日本肥料株式會社ハ日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ト看做シ日本肥料株式會社ハ之ヲ合併ニ因リテ設立シタル法人ト看做ス

日本肥料株式會社ガ設立ノ登記ヲ受クルトキハ其ノ拂込株金額中日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社ノ拂込株金額ニ相當スル部分ニ付テハ登録税ヲ課セズ

第五十条 第三十八條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社ガ日本肥料株式會社ト爲ル場合ニ於テ必要ナル事項ハ

勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六条 創立總會ニ於テハ第七條ノ規定ニ準ジ理事ノ候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

一 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本肥料株式會社に引渡スベシ

二 第四十七条ノ規定ニ依ラズシテ

三 第十二條第一項ノ規定ニ違反シ肥料債券ヲ發行シタルトキ

四 第二十五條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

日本肥料株式會社ノ理事長、副理事長又ハ理事第八條ノ規定ニ違反シタルトキハ過料ニ處ス

第三十六条 第五條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第三十七条 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八条 日本硫安株式會社及臨時肥料配給統制法第一條第一項ノ規定ニ依リ過磷酸石灰ノ配給統制上必要ナル事業ヲ行フベキコトヲ命ゼラレタル株式會社(磷酸肥料配給株式會社)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ商法第三百四十三條ニ定ムル株主總會ノ決議ヲ以テ日本肥料株式會社ト爲ルコトヲ得

第三十九條 前條ノ認可ヲ爲シタルトキハ日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社前項ノ決議ヲ爲シタルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第四十条 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ

第四十一条 設立委員ハ總株式ヨリ日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社ノ引當テラルベキ株式茲ニ政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第四十二条 株式申込證ニハ商法第百七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事項ノ外定款認可ノ年月日ヲ記載ズベシ

第四十三条 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終了シタル後遲滞ナク各新株ニ付第一回ノシ其ノ検査ヲ受クベシ

第四十四条 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各新株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第四十五条 前條ノ拂込アリタルトキハ日本政府ハ設立委員ヲ命シ日本硫安株式會社及磷酸肥料配給株式會社ヲ日本肥料株式會社設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集ス

第五十六条 第三十八條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベシ

一 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本肥料株式會社に引渡スベシ

二 第四十七条ノ規定ニ依ラズシテ

三 第十二條第一項ノ規定ニ違反シ肥料債券ヲ發行シタルトキ

四 第二十五條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

日本肥料株式會社ノ理事長、副理事長又ハ理事第八條ノ規定ニ違反シタルトキハ過料ニ處ス

キ場合又ハ其ノ決議ガ效力ヲ生ゼザル
場合ニ於テ日本肥料株式會社ノ設立ニ
關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定
ム
第五十二條 第五條ノ規定施行ノ際現ニ
日本肥料株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱
ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ同條ノ規定施
行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコ
トヲ要ス

第五條ノ規定ハ前項ノ期間内同項ニ掲
第五十三條 登錄稅法第六條第一項第十
一號中「硫安債券」ヲ「肥料債券」ニ改ム
第五十四條 硫酸アンモニア増産及配給
統制法中左ノ通改正ス

第六條ヲ削リ第七條ヲ第六條トス
第八條ヲ第七條トシ同條第二項中「日
本硫安株式會社」ヲ「日本肥料株式會
社」ニ改ム

第九條乃至第三十七條ヲ削ル
第三十八條ヲ第八條トシ同條中「第
三十九條ヲ削ル
第四十條ヲ第九條トシ同條中「本法
若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之
ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルト
キ」ヲ「前條ノ違反行爲ヲ爲シタルト
キ」ニ改ム

第四十一條ヲ第十條トシ同條中「本
法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依
リ適用スペキ罰則」ヲ「第八條ノ罰
則」ニ改ム

第四十二條乃至第四十四條ヲ削ル
第五十五條 前條ノ規定施行前硫酸アン
モニア増産及配給統制法ノ罰則ヲ適用
スベキ行爲アリタルトキハ同條ノ規定
施行後ト雖モ仍其ノ罰則ヲ適用ス

〔國務大臣島田俊雄君演壇ニ登ル〕
○國務大臣(島田俊雄君) 只今議題トナリ
マシタ日本肥料株式會社法案ニ付キマシテ、
提案ノ理由ヲ説明致シマス、政府ハ肥料ノ
重要性ニ鑑ミマシテ、其ノ需給ノ圓滑及價
格ノ公正ヲ國リマス爲、從來各般ノ施設ヲ
講ジテ參ッテ居ルノデアリマスルガ、特ニ支
那事變勃發以來、是ガ供給ノ確保ト配給ノ
圓滑トヲ圖リマスコトガ一層堅要トナリマ
シタ爲、臨時肥料配給統制法竝ニ硫酸「ア
ンモニア」増産、及ビ配給統制法ノ制定、
肥料配給割當制度ノ實施、其ノ他諸般ノ施
設ヲ致シテ、之ガ對策ヲ講ジテ參ッタノデア
リマス、然ル所、現在重要肥料ノ配給ハ、硫
酸「アンモニア」ニ付キマシテハ日本硫安株
式會社、過磷酸石灰ニ付キマシテハ磷酸肥
料配給株式會社、其ノ他石灰窒素等ニ付キ
マシテハ、又別箇ノ中権配給機關ガアリマ
シテ、是等ノ手ニ依ツテ各別ノ系統ニ依リ
行ツテ居ルノデアリマスガ、此ノ際各種肥料
ノ配給ヲ綜合致シマシテ、一元的ニ且最モ
計畫的、能率的ニ、之ヲ行フノ必要アリト
認メマシテ、即チ窒素、磷酸及ビ加里ノ調
和アル施用ニ遺憾ナカラシムル爲、現在ノ
配給中権機關ヲ綜合致シマシテ、更ニ強力
ナルモノト爲スコトト致シタノデアリマス、

又現下ノ肥料事情ニ鑑ミマスル時ハ、肥料
ニ需給ノ圓滑ヲ圖リマス爲、配給ノ統制
ヲ致シマス外、更ニ根本ノ問題タル肥料ノ
供給確保ノ爲ノ施設ヲ要スルノデアリマシ
テ、是ガ爲強力ナル機關ニ於テ、肥料ノ製
造、肥料製造工場ノ經營ノ管理、肥料製造
事業等ニ對スル投資、其ノ他肥料ノ供給
確保上必要ナル施設ヲ爲シ得ルコトト致ス
コトヲ必要トシテ居ルノデアリマス、以上
ノ如キ理由ヨリ致シマシテ、茲ニ現ニ存ス
ル肥料ニ關スル中権機關ヲ統合致シマスト
共ニ、政府モ亦之ニ出資ヲ致シマシテ、日
本肥料株式會社ヲ設立シ、重要肥料ノ一手
買取、販賣及ビ更ニ進ンデハ、自ラ製造
シタルモノノ販賣ヲモ爲スノ計畫ノ下ニ、
各種肥料ヲ通ズル供給確保ノ施設及配給統
制事業ヲ爲サシメマシテ、以テ肥料ノ需給
ノ圓滑ト價格ノ公正トヲ圖ラムト致シマシ
テ、茲ニ本法案ヲ提出致シタ次第デアリマ
ス、何卒御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレムコ
トヲ御願ヒ致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第九、昭和
十三年度第一豫備金支出ノ件、日程第十、昭
和十三年度特別會計第一豫備金支出ノ件、
日程第十一、昭和十三年度特別會計豫備費
支出ノ件、日程第十二、昭和十四年度第二豫
備金外豫算外支出ノ件、日程第十四、昭和十
四年度特別會計第二豫備金支出ノ件、日程
第十五、昭和十四年度特別會計豫備金外豫
算超過及豫算外支出ノ件、承諾ヲ求ムル件、
衆議院送付、會議、是等ノ七件ヲ一括シテ議
題ト爲スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議
ニ御異議ハゴザイマセヌカ
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス
昭和十三年度第一豫備金支出ノ件
昭和十三年度特別會計第一豫備金支出
ノ件

〔石橋書記官朗讀〕

日本肥料株式會社法案特別委員
侯爵大隈 信常君 侯爵蜂須賀正氏君
伯爵橋本 實斐君 子爵松平 忠壽君
子爵伊東二郎丸君 子爵入江 爲常君
河井 彌八君 松村眞一郎君
仁井田益太郎君 男爵益田 太郎君
男爵岩村 一木君 男爵北大路信明君
有賀 光豐君 松本 真平君
多木久米次郎君 下出 民義君
江口 定條君 佐々木嘉太郎君

昭和十四年度第一豫備金支出ノ件

昭和十四年度豫備金外豫算外支出ノ件
昭和十四年度特別會計第一豫備金支出
ノ件

昭和十四年度特別會計豫備金外豫算超
過及豫算外支出ノ件
右本院ニ於テ承諾スヘキモノト議決セリ
因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十五年三月十九日

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長 小山 松壽

(國務大臣櫻内幸雄君演壇ニ登ル)

○國務大臣(櫻内幸雄君) 只今議題ニ供セ

ラレマシタ昭和十三年度第一豫備金外六件
ニ關スル事後承諾ヲ求ムル件ニ付、其ノ大
體ノ説明ヲ致シマス、昭和十三年度一般
會計第一豫備金ノ豫算額ハ二千萬圓デア
リマスガ、昭和十三年勅令第六百三十號
ニ依リ、第一豫備金ヨリ補充致シマシタ
ル主ナル事項ハ、軍事扶助費、傳染病豫
防検疫諸費等デアリマシテ、其ノ總額ハ
九百七十五萬餘圓デアリマス、各特別
會計ニ於キマシテモ、其ノ第一豫備金又
ハ豫備費ヨリ豫算超過ノ支出ヲ爲シタルモ
ノガアリマス、次ニ昭和十四年度一般會計
第二豫備金ノ豫算額ハ六千萬圓デアリマシ
テ、其ノ支出ノ主ナル事項ヲ舉ゲマスレ
バ、中國地方其ノ他旱害應急施設費、震
災、水害其ノ他災害ニ關スル經費、臨時物
資販賣統制幹旋費、重要肥料生產確保並ニ
配給調整應急施設費、農產物其ノ他販賣幹

旋統制應急施設費等デアリマシテ、其ノ總

額ハ六千萬圓デアリマス、右第二豫備金豫
算拂切リトナリマシタ爲、豫備金外ニ於テ
國庫剩餘金ヲ以テ五百五十四萬餘圓ノ豫算
外支出ヲ爲シタルモノガアリマス、各特別
會計ニ於キマシテモ、其ノ第二豫備金ヲ以
テ豫算外ノ支出ヲ爲シタルモノト、豫備金
ノガアリマス、何卒御審議ノ上承諾ヲ與ヘ
ラレムコトヲ望ミマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御質疑ガナ

ケレバ、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス
(石橋晝記官朗讀)

昭和十三年度第一豫備金支出ノ件外六件

(承諾ヲ求ムル件) 特別委員

公爵桂 廣太郎君 子爵本多 忠晃君

出淵 勝次君

田口 強一君

男爵北島 貴孝君 男爵深尾隆太郎君

丸山 鶴吉君

水野甚次郎君

佐々木長治君

○議長(伯爵松平頼壽君) 次會ノ議事日程
ハ、決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、
本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時二十九分散會

